

「公益財団法人都城育英会」とは

公益財団法人都城育英会は、昭和 40 年に設立された財団法人です。設立当初は、東京方面の大学に進学する都城市・北諸県郡出身の学生に対する住居を安価で提供しようという目的で、学生寮「同文学寮」を運営していました。

この同文学寮は、郷土愛に燃える在京都城地方同郷人会及び郷土出身の方々の御奔走により、昭和 29 年に東京都練馬区に開寮したもので、関係市町村による協議会形式で運営していましたが、その後入寮希望者の増加及び開寮 10 周年を機に財団法人都城育英会事務局を設置しました。

しかし、昭和 48 年頃より入寮希望者が減少したこと、東京以外の学生にも広く育英の手を差しのべるべきとの声から、昭和 54 年に寮敷地及び寮舎を売却し、その売却金を基金として育英資金制度を作りました。これにより、財団法人都城育英会は昭和 55 年から奨学金給付事業を開始することとなりました。その後、平成 3 年に給付から無利子貸与への事業変換を行い、平成 24 年 4 月に公益財団法人へと移行し、平成 25 年度からは都城市並びに三股町が行っている青少年健全育成に係る事業に対し助成金を交付する青少年健全育成事業が新たに加わり、現在に至ります。

■奨学金貸与事業

【財源等】

同文学寮敷地の売却代の運用によって生じる資産運用過日収入、奨学金償還収入、基附金収入を財源とする。

【貸与内容】

- 1 月額：30,000円 又は 50,000円（無利子貸与）
- 2 募集人員：30名程度（新規）

【出願条件】

以下の条件を全て満たすこと。

- 1 都城市又は北諸県郡三股町出身者である。
- 2 保護者が都城市又は北諸県郡三股町内に住所を有している。
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院含む）又は同法第108条に規定する短期大学若しくは同法第124条に規定する専修学校の専門課程に在学していること。
- 4 学業、人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難である。

【募集スケジュール】

時 期	内 容
R4.9月 上旬	新規申請者用「奨学生募集のしおり」等配布開始
R4.9月 上旬	「広報都城」「広報みまた」に情報掲載
R4.10月 上旬	《2週間》申請書類受付（新規）
R4.11月 中旬	奨学生選考審査会開催
12月 上旬	奨学生（採用候補者）選考審査結果通知
R5.3月 下旬	継続申請書類提出依頼
R5.4月 上旬	《2週間》申請書類受付（継続）
R5.5月 上旬	奨学生選考審査（継続）
中旬	奨学生選考審査結果通知（継続）
R5.6月 末日	第1回奨学金振込（4～6月分）
R5.7月～	毎月15日 奨学金振込

【奨学金の返還】

貸与が終了した月の翌月から6月を経過した月から返還開始となり、貸与奨学金が3万円の場合は、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間とし、貸与奨学金が5万円の場合は、貸与を受けた期間の2.5倍に相当する期間内に全額を返還する。（月賦、半年賦又は年賦）

【連帯保証人について】

2名必要。1人は奨学生の父母、兄弟姉妹又はこれに準ずる者とし、他の1人は独立して生計を営む奨学金返済能力を有すると認められる（市区町村税等の滞納のない）成人で、原則として65歳未満の者とする。

■青少年健全育成事業

【財源等】

平成 23 年度から平成 24 年度までの余剰金の積立金、及び平成 25 年度の予算を含めて 300 万円以内で平成 25 年度に最初の事業を実施する。

平成 26 年度以降については、各年度の予算の範囲内で事業を実施する。

【事業内容】

都城市・北諸県郡三股町内の小学校・中学校が実施する図書購入事業、地域と連携して伝統芸能を子供たちに伝承する等の特色ある学校づくり、もしくは児童生徒の健全育成に資する活力ある学校づくり事業及び都城市又は三股町あるいは青少年健全育成市民（町民）会議等の民主団体が実施する青少年健全育成イベント事業（子どもフェスティバル等）に対し、事業費の全部または一部を助成する。

【募集方法】

都城市・北諸県郡三股町の公共施設等に対して、募集要項等チラシを配布し、広く周知する。

【助成対象】

都城市・北諸県郡三股町あるいは民主団体等が実施する青少年健全育成事業で、都城市・北諸県郡三股町が予算措置を行った事業を助成対象とする。

【応募方法】

助成を希望する事業者は、所定の申請書・関係書類を添えるとともに、市町を経由して交付に関する申請を行う。

【選考方法】

すべての応募について、選考基準及び年間予算額に則り、助成先及び助成額を審査会で決定する。